

「デスクトップ型パソコン」「ノート型パソコン」共同調達仕様書**●令和5年度パソコンの共同調達****【共通の必須事項】**

- (1) 納品のみで、設置や調整作業は含まないものとする。なお、納入時期・場所等の調整は各共同調達参加団体の担当者（以下、担当者という）と個別協議すること。
- (2) 本仕様書に規定されている事項又は解釈に疑義のある事項については担当者の指示又は承認を受けること。
- (3) 納入する機器類は、それぞれ同一製造会社の同一型番であること。
- (4) デスクトップ型パソコンとノート型パソコンは、別製造会社でも構わない。
- (5) デスクトップ型パソコンにおいて、デスクトップ本体とディスプレイは別製造会社でも構わない。
- (6) 納入する機器類は、安定かつスムーズに動作する最新のバージョンの機器であること。
- (7) 納入する機器類は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に準拠したものであること。
- (8) 納入する機器の全てについて、必然的に必要となる物品については、仕様書記載の有無にかかわらずすべて納入すること。
- (9) 納入する機器について事前（納期前）に実機による機能審査を行う場合があるので、求められた場合は速やかに応じること。
- (10) 初期不良品については、速やかに交換等の処置を行うこと。その際には指定された設定やソフトウェアのインストール等を実施したうえで、当初の設置場所に設置し、速やかに障害原因及び処置について担当者に報告すること。
- (11) 契約後に適合規格審査時に提出した物品の納入が困難となった場合、協議会に対して書面にて協議した上で、同一メーカーの後継機種又は上位機種、若しくは同等性能を有する機種での納入を可能とする。但し、仕様及び契約金額の変更はないものとする。

【保守対応について(オプション項目で保守対応を指定している市町のみ)】

- (1) 保守契約期間中において、機器が正常に作動するよう、保守業者（納入業者が保守を行う場合は、当該納入業者。以下同じ）の負担において、機器の調整、修理又は、部品の交換等所要の保守を行うこととする。なお、定期保守部品の交換対応も含む。
- (2) 納入する機器の保守業者は、プライバシーマーク認定業者又は ISMS 認証業者、個人情報保護方針等を定めた事業者であることとする。
- (3) 下記の内容でオンサイト保守サービスを行うこととする。

12月29日から翌年1月3日及び祝日を除く月曜日から金曜日の9時から17時とし、15時までの連絡については翌日中復旧作業、15時以降の連絡については翌々日中復旧作業を原則とする。機器の部品等が揃わない場合や離島地域において交通状況などによりやむを得ない場合は、この限りではない。ただし、機器障害発生部署に対して、機器についての状況調査を行う等の対応を行うこととする。

なお、復旧作業に時間を要し、17時を超えた場合は、対応時間外においても復旧作業を継続するものとする。ただし、致命的な障害等で対応が緊急に必要であると保守業者が判断した場合、又は担当者からの申出があった場合には、受付対応時間及び作業対応時間を延長できるものとする。

また、本体引き上げによる修理が必要な場合は、保守業者持ち込みの代替機とハードディスク等記憶媒体を入れ替えるなどの処置をとり、ハードディスクを引き上げることの無いようにすることとする。

なお、ハードディスクが故障した場合、故障したハードディスクは、保守業者の責任において記録情報の完全消去・物理的破壊・暗号化等読み取りできないように処置し、その記録を担当者に提出することとする。